



最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて 執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2018年11月27日】

内閣府、AI活用に関する原則を公表

2018年12月13日付け東京読売新聞夕刊

2018年12月13日付け東京読売新聞夕刊にて報道されているとおり、内閣府の「人間中心のAI社会原則検討会議」は、AIの活用に当たり遵守すべき7原則を策定したとのことです。7原則の内容は、以下のとおりです。

- ① AIは人間の基本的な人権を侵さない
- ② 誰もがAIを利用できるよう教育を充実
- ③ 個人情報の慎重な管理
- ④ AIのセキュリティーの確保
- ⑤ 公正な競争環境の維持
- ⑥ AIを利用した企業はAIの判断過程に関する説明責任を負う
- ⑦ 国境を越えたデータ利用の環境整備

7原則は、パブリックコメントなどを経て、2018年度末を目処に正式決定するとのことです。

【2018年12月3日】

日本監査役協会「企業不祥事の防止と監査役等の取組—最近の企業不祥事事案の分析とアンケート結果を踏まえて—」を公表

<http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-437.html>

同報告書は、①不適切会計及び品質・データ偽装に該当する企業不祥事について、内部統制等のガバナンスの状況、監査役等の対応状況等の観点から、公表されている第三者委員会等が作成した、事実調査結果についての調査報告書の分析結果、並びに本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

に、②監査役等を対象に実施した、関心のある企業不祥事、企業不祥事防止に向けた取組の実施状況に関するアンケート結果を記載しています。

同報告書は、上記分析結果・アンケート結果等を踏まえ、例えば、「企業不祥事防止策が適切に構築・運用されているかを検証するための視点及び「企業不祥事防止のために監査役等として留意しておくべきポイント」について、以下のとおり列挙しています。

【企業不祥事防止策が適切に構築・運用されているかを検証するための視点】

- ・ 自社及び同業者のリスク分析とリスク・アプローチによる企業不祥事防止策の検証
- ・ 企業不祥事防止に向けた経営トップからの発信、経営トップの姿勢
- ・ コンプライアンスに関する研修制度の充実
- ・ 従業員から情報を吸い上げる仕組みの構築

【企業不祥事防止のために監査役等として留意しておくべきポイント】

- ・ 経営トップがコンプライアンス重視の経営姿勢を取っているか
- ・ 本質的に強い現場力が確保されているか
- ・ 全社的に内部統制部門の機能が発揮されているか
- ・ 内部監査部門による組織的かつ効率的な監査が実施されているか
- ・ バッドニュースファーストの文化、風通しのよい企業風土となっているか
- ・ 企業不祥事に関する兆候に対して、徹底した事実調査と事実に基づく対策の要請がなされているか
- ・ 企業不祥事の発生後、再発防止に対して本質的に取り組む姿勢がとられているか

【2018年12月3日】

国土交通省、「自動運転等先進技術に対応した自動車の安全確保に係る制度のあり方」に関する報告書案を公表

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/jidosha07_sg_000054.html

同報告書案は、これまで日本国内で実施した自動運転実証実験の実例等を紹介した上、自動車の安全確保制度における見直しの方向性として、以下の方向性を提示しています。

【道路運送車両法上の保安基準について】

- ・ 自動運転車の搭乗者及び歩行者等の周囲の交通参加者に危険を及ぼすおそれのないものであることや走行環境条件以外で自動運転システムが作動しないこと等を担保する保安基準を定める必要がある。
- ・ 走行環境条件は、走行空間の状況や地域特性等を踏まえ、自動車製作者や移動サービス提供事業者等の申請者が設定した上で、国がその妥当性を確認する必要がある。

【型式指定、自動運転車に配信するソフトウェアの変更について】

- ・ 型式指定において、自動運転システムを念頭に置いた審査体制、審査手法を検討、整備する。
- ・ 型式指定後、自動運転システムのソフトウェアをアップデートする場合、保安基準上支障がないと国により認められたものを配信する仕組みを創設する。
- ・ 自動運転システムのソフトウェアのアップデートが適切に行われなければ、自動車の安全性が確保されない場合、自動車製作者等は、現行のリコール制度に従い、国への届出後、迅速に改善措置を講じることとする。

【点検整備について】

- ・ 自動運転車の整備等を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」(仮称)として新たに認証する。

【検査について】

- ・ 国は、公的な一の主体(自動車技術総合機構)が、統一的なシステムにより、審査に必要な技術情報を管理し、審査を実施する各機関に提供するための仕組みを構築する。

【2018年12月5日】

日本証券アナリスト協会、フェア・ディスクロージャー・ルールの制定を踏まえたアンケート調査結果を公表

<https://www.saa.or.jp/standards/disclosure/opinion/index.html>

同アンケート調査結果においては、フェア・ディスクロージャー・ルール(以下「FDルール」といいます。)の制定(2018年4月)前後に行われたアンケート調査結果の分析が記載されています。同分析の概要は以下のとおりです。

- ・ FDルールが制定されたことにより、【早期の情報開示が進み、(投資家と企業との)対話が促進した】と回答したアナリストは

6%に留まり、また【施行前と情報開示は変わらない】と回答したアナリストは55%となったことから、施行前に予想したほど、投資家と企業の対話は進んでいないことが窺えた。

- ・ アナリストによる、より客観的で正確な分析及び推奨が行われるための環境整備が進んでいるかについては【施行前と環境は変わらない】と回答したアナリストが68%となり、FDルール施行前に予想したほど、環境整備は進んでいないことが窺えた。
- ・ FDルール施行前は、60%のアナリストが、FDルールが【(投資家の)意識改革を促す】と回答したのに対し、62%のアナリストが【投資家の意識改革には貢献していない】と回答しており、施行前に予想したほど、投資家の意識改革は進んでいないことが窺えた。
- ・ 60%弱のアナリストが【発行体は、公平性を意識しすぎて「未公表の重要情報」の範囲を金融庁のガイドライン以上の範囲にしようとしている】と回答し、40%強のアナリストが【「未公表の重要情報」について発行体とは特に議論していない】と回答していることから、「未公表の重要情報」の範囲についての企業との対話状況はあまり進んでいないことが窺えた。

【2018年12月6日】

外務省、日・米重大犯罪防止対処協定の効力発生のための外交上の公文の交換

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006839.html

同外交上の公文の交換は、「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の効力発生のために必要な内部手続を完了した旨を相互に通知するものです。同協定により、日米両国は、お互いに自動指紋識別システムを設け、相手国のシステムを通じ、オンラインで指紋情報を照合した上、指紋情報が登録されている場合には、名前や逮捕歴等を照会することが可能となります。

同協定の対象には、贈収賄罪、知的財産に係る犯罪、環境に係る犯罪、詐欺罪、横領罪などの企業犯罪も含まれており、留意が必要です。

【2018年12月8日】

「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」の成立

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/197/meisai/m197090197005.htm>

この法律は、いわゆるチケット転売問題に対処するための議員立法として制定されました。具体的には、スポーツやコンサート等の興行入場券について、主催者の同意を得ずに業として販売価格を超える価格で有償譲渡する行為を禁止し、違反した場合の罰則を1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科としています。

同法律は、公布後6か月の周知期間を経て施行されます。

【2018年12月13日】

APEC参加国で、少額の企業紛争をオンラインで解決する仕組みを構築する方針

<https://aimp2.apec.org/sites/PDB/Lists/Proposals/DispForm.aspx?ID=2265>

アジア太平洋経済協力会議(APEC)の参加国が、域内の企業間の少額のビジネス紛争をオンラインで解決する仕組み(Online Dispute Resolution, ODR)の構築を開始しています。

今回新設されるODRは、100万円規模の紛争を解決することを主眼としており、現在、APECのプロジェクトメンバーにおいて、手続等の共通ルールが検討されています。

この共通ルールは、2019年3月に、チリで開催される経済委員会において最終決定される予定です。

【2018年12月14日】

労働政策審議会、「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について(建議)」を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00001.html

厚生労働省の労働政策審議会は、2018年12月14日、厚生労働大臣に対して、「女性の職業生活における活躍の推進及び職場のハラスメント防止対策等の在り方について(建議)」を提出しました。同建議の内容については、厚生労働省労働政策審議会

雇用環境・均等分科会がこれまでに公表した方針と同じです。内容については、[本ニューズレター2018年11月号](#)(厚生省労働政策審議会分科会、パワハラ防止措置を企業に義務付ける法整備を行う方針を公表)をご覧ください。

厚生労働省は、同建議をもとに、労働施策総合推進法を改正する形で法案を作成し、2019年の通常国会への提出を目指す予定です。

【2018年12月17日】

個人情報保護委員会、第1期を終えるにあたっての主な論点の取りまとめを公表

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/181217_houdou.pdf

個人情報保護委員会は、「第1期を終えるにあたって」と題する主な論点を取りまとめた書面を公表しました。その中で、今後漏えい報告の在り方に注目していく旨が言及されていますが、2018年12月17日付け日本経済新聞朝刊によれば、個人情報を漏えいした企業に対し、個人情報保護委員会に対する漏えい報告を義務付けることが検討されているとのことです。また、違反企業に対しては、勧告や命令で是正を求めることとなりますが、現在、個人情報保護法に基づく勧告や命令に違反した場合の罰則は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金にとどまります(同法84条、42条2項、同条3項)。そのため、個人情報保護委員会は、この罰則規定の改正による罰金額の引上げや、課徴金制度の導入も視野に検討を進める見込みであるとのことです。

【2018年12月18日】

金融庁、金商法に犯則調査における電磁的記録の収集・分析に係る手続を定める規定を設ける方針を公表

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market_wg/siryou/20181217.html

2018年12月18日付け日本経済新聞朝刊によれば、金融庁は、金融商品取引法に、刑事訴訟法や税法を参考に、証券取引等監視委員会が、犯則調査において、電磁的記録に係る差押え等を行うことを可能とする規定を設ける方針とのことです。平成30年12月17日付けの金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第18回)の配付資料(資料1)にこの点についての言及があります。

【2018年12月18日】

経産省、公取委、総務省、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則を策定

<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181218003/20181218003.html>

経済産業省、公正取引委員会及び総務省は、2018年12月12日デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会が取りまとめた中間論点整理¹を公表しました。そして、この論点整理を踏まえ、同月18日、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則を策定しました。この基本原則は、今後、プラットフォーム型ビジネスに対するルール整備を検討するにあたり、データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用や関連する制度の在り方を検討することなどを述べています。

【2018年12月18日】

文部科学省、スポーツ庁に対してスポーツ界におけるガバナンス確保のための方針を指示

http://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2018/20181218.htm

文部科学省は、2018年12月18日、スポーツ議員連盟のスポーツ・インテグリティの体制整備の在り方検討プロジェクトチームの提言を受け、スポーツ庁に対し、ガバナンス確保に係る方針を指示しました。同方針は、①各スポーツ関連団体が緊密に連携し、ガバナンス確保に取り組む体制を構築するため、「スポーツ政策推進に関する円卓会議」を設置すること、②スポーツ団体ガバナンスコードを2019年春頃を目処に制定すること、③独立行政法人日本スポーツ振興センターが、競技団体のガバナンスやコンプライアンスに関するモニタリングなどの業務を適切に遂行できるよう、必要な予算の確保による機能強化を図ることを内容としています。

¹ 中間論点整理の内容については、[本ニューズレター2018年11月号](#)(経産省、公取委、総務省、デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会「中間論点整理(案)」を公表)をご参照下さい。

【2018年12月19日】

消費者庁、内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)の実施に係る指定登録機関の指定を発表

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/study/review_meeting_001/

消費者庁は、2018年7月13日から、内部通報制度認証²のうち、自己適合宣言登録制度の実施に係る指定登録機関を公募していましたが、2018年12月19日、最初の指定登録機関を指定しました。

自己適合宣言登録制度は、事業者が自社の内部通報制度を審査した結果、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」に基づく内部通報制度認証基準に適合していることを、当該事業者自らが認める場合において、当該事業者からの申請に基づき、指定登録機関が当該結果を登録する制度です。

【2018年12月19日】

IT総合戦略本部、国際的なデータ移転についてのルール作りを検討

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20181219/siryou.pdf>

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議は、国際的なデータの移転について、相互に個人情報の保護やセキュリティを確保することなどを目的として、下記の方針で、必要なルールを策定することとしました。

- ① 国際的なデータ流通の枠組みの構築
経済産業省、総務省及び個人情報保護委員会において、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローを促進する国際的な枠組みを立ち上げる。
- ② 個人情報の安全性確保
個人情報保護委員会において、海外事業者に対する法執行を強化する施策や、違反企業には課徴金の納付を命ずるなどのペナルティの在り方等を含めて、個人情報保護法の運用と制度の見直しを検討する。

【2018年12月21日】

中小企業庁・公正取引委員会、下請企業との取引実態の調査

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/181221torihikiwg.htm>

(資料1 中小企業庁提出資料4頁ご参照)

中小企業庁及び公取委は、自動車メーカー、産業機械メーカーなど、金型を取り扱う約30,000社の製造業者を対象に、企業が中小企業に部品の製造を委託する際の金型の所有権の所在、管理・保管方法及び支払い方法について、実態調査を行うとしています。

また、中小企業庁は、上記実態調査とは別に、本年4月以降、いわゆる「下請Gメン」を配置し、全国の中小企業に対し、親事業者との取引実態(コスト負担、支払い条件等)に関する調査を実施していました。同庁は、この実態調査の結果等を踏まえ、下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する「振興基準」を改正し、例えば以下のような内容を盛り込むとしています。

- ・ 大企業が率先して、大企業間取引における手形払いを現金化する等、支払い条件の見直しを進める。
- ・ 親事業者が型を製造委託した場合、下請事業者に対し、代金を60日以内に支払う。
- ・ 親事業者は、やむを得ず短納期発注や急な仕様変更を行う場合、適正なコストを負担する。

【2018年12月21日】

金融庁、「記述情報の開示に関する原則(案)」の公表

https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221_1.html

金融庁は、有価証券報告書等における経営方針・経営戦略、リスク情報、ガバナンス情報など、財務情報以外の開示情報である「記述情報」について、望ましい開示の考え方、開示の内容、開示に対する取り組み方をまとめた「記述情報の開示に関する原則

² 制度趣旨については、[本ニューズレター2018年5月号](#)(消費者庁、内部通報制度に関する認証制度の導入に関する報告書を公表)をご参照下さい。

(案)」を公表しました。

同原則(案)は、記述情報の開示に共通して求められる事項として、以下の点を指摘しています。

- ・ 経営方針・業績評価・経営リスクに関する議論等を適切に開示すること
- ・ 情報の重要性(マテリアリティ)の判断における業績に与える影響度等を適切に開示すること
- ・ 取締役会等における、成長投資・手許資金・株主還元のあり方や資本コストに関する議論、並びに、それらを踏まえた今後の経営の方向性等を適切に開示すること
- ・ 経営の目線を十分に踏まえた深度あるセグメント情報等を適切に開示すること
- ・ 記述情報の開示に当たっては、図表、グラフ、写真等を積極的に活用するなど、投資家にとって分かりやすい充実した開示となるよう意識すること

【2018年12月21日】

金融庁、「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書の公表

<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20181221.html>

同報告書は、仮想通貨交換事業者に関し、以下の対応が適切であるとの検討結果を報告しています。

- ① 仮想通貨の流出リスク等への対応
 - ・ 受託仮想通貨を流出させた場合の対応方針の策定・公表や、ホットウォレット³で秘密鍵を管理する受託仮想通貨に相当する額以上の純資産額及び弁済原資(同種・同量以上の仮想通貨)の保持を義務付けること。
 - ・ 破綻時に備え、顧客の仮想通貨返還請求権を優先弁済の対象とする仕組みを整備すること。
 - ・ 貸借対照表や損益計算書をはじめとする財務書類の開示を義務付けること。
- ② 業務の適正な遂行の確保
 - ・ 各種の取引価格情報(自己が提示する相対取引価格(売値と買値)及びスプレッド(売値と買値との差)等)を公表するよう義務付けること。
 - ・ 顧客によるリスクの誤認や投機的取引を助長する広告・勧誘等を禁止すること。
 - ・ 認定協会である一般社団法人日本仮想通貨交換業協会の定める自主規制規則に準じた社内規則を策定していない、又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない自主規制機関未加入業者に関する登録拒否・取消要件を設けること。
- ③ 問題がある仮想通貨の取扱い
 - ・ 利用者保護や業務の適正かつ確実な遂行の確保の観点から問題がある仮想通貨の取扱いを禁止すること。
 - ・ 取り扱う仮想通貨の変更を事前届出の対象とすること。

³ 外部のネットワークと接続されたウォレットを指す。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士

e_kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。